

群馬県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金支給要綱

(通則)

第1条 群馬県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内において支給するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 本事業は、医療現場における人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支給することにより、医療施設等における業務の生産性を向上させ、医療に携わる職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(支給の対象)

第3条 本給付金は、次の各号記載のいずれの要件も満たす施設（以下「対象施設」という。）を対象とする。

- 一 県内に所在する病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションであること。
 - 二 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を地方厚生局に届け出ていること。なお、対象となるベースアップ評価料は、**別表第1**に掲げるものとする。
 - 三 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善のための取組を実施していること。なお、対象となる取組は、**別表第2**に掲げるものとする。
- 2 第1項の対象施設は、自己又は自己の団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - 五 自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(支給額の算定方法)

第4条 給付金の支給額は、**別表第2**に規定する取組に要した経費に相当する額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、**別表第3**の支給上限額を超えない額とする。

(支給の条件)

第5条 この給付金の支給の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を給付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- 二 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 五 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（民間団体にあつては30万円）の機械、器具及びその他の財産については、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この給付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- 六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 七 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 八 一から七の条件に違反した場合には、給付金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(申請及び実績報告手続)

第6条 この給付金の支給は精算払いとし、この給付金の支給を受けようとする対象施設は、知事に対して、別途知事が定める期日までに、**別表第4**で定める事項（以下、「申請書兼実績報告書」という。）を別途知事が定める方法により提出するものとする。

- 2 本給付金の手続は、施設単位で行うものとする。
- 3 消費税及び地方消費税に相当する金額は、支給の対象としない。ただし、次の一から三の要件をすべて満たした場合は、消費税及び地方消費税に相当する金額を支給対象経費に含めることができる。
 - 一 申請書兼実績報告書の「消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告と返還にかかる誓約」欄にチェックを行うこと。なお、申請書兼実績報告書に記載された誓約事項について、チェックマーク（「レ」という。）を記入することで誓約したものとみなす。
 - 二 消費税及び地方消費税の申告により給付金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定したら速やかに、別途知事が定める方法により、**別表第5**で定める事項を知事に報告する

こと。

- 三 上記二の報告後、県から指示があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を速やかに県に納付すること。

（暴力団排除に関する誓約）

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、自己又は自己の団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しない旨の誓約をしなければならない。なお、申請書兼実績報告書に記載された誓約事項について、チェックマーク（「レ」という。）を記入することで誓約したものとみなす。

（支給決定及び額の確定）

第8条 第6条の規定による申請があった場合において、知事は規則第4条第1項の規定に基づき、その内容を審査し、給付金を支給することが適当と認めるときは、**別紙様式1**により給付金の支給を受けようとする者に通知する。

- 2 知事は、前項の場合において、適正な給付を行うために必要があると認められるときは、申請者に確認の上、給付金の支給の申請に係る事項につき修正を加えて給付金の支給の決定をするものとする。

（給付の返還）

第9条 給付金の支給を受けた者が、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明した場合は、給付金の全部又は一部を県に返納させることがある。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項第 2 号関係）

	対象施設区分	ベースアップ評価料
1	病院・有床診療所	1 O100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 2 P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 3 O102 入院ベースアップ評価料（医科） 4 P102 入院ベースアップ評価料（歯科） 5 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）
2	無床診療所 訪問看護ステーション	1 O100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 2 P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 3 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

別表第 2（第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 条関係）

	取組の種類	具体例
1	I C T 機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
2	タスクシフト／シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
3	給付金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

※備考 上記 1～3 のうち、複数の取組を組み合わせてすることも可とする。

別表第 3（第 4 条関係）

	対象施設区分	支給上限額
1	病院・有床診療所	許可病床数×4 万円 ※許可病床数が 4 床以下の有床診療所は 1 施設×1 8 万円を支給する。 ※許可病床とは、申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計をいう。
2	無床診療所	1 施設×1 8 万円
3	訪問看護ステーション	1 施設×1 8 万円

別表 4

No	申請書兼実績報告書入力項目	備 考
1	申請日	
2	申請者情報	【個人・法人から選択】 ①個人の場合 氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスの入力 ②法人の場合 法人名・代表者名・郵便番号・所在地・電話番号・担当者名・メールアドレスの入力
3	対象施設情報	【対象施設区分（病院、有床診療所、無床診療所、訪問看護事業者）を選択】 施設名称（フリガナ）・郵便番号・所在地・保険医療機関コード・病床数の入力
4	ベースアップ評価料情報	【ベースアップ評価料の項目を選択】
5	取組情報	取組の内容及び取組に要した経費（実績額）を入力
6	消費税及び地方消費税の仕入控除 税額の報告と返還にかかる誓約	【原則、取組に要した経費には消費税額を含めないことへの同意・不同意を選択】 ①同意した場合 誓約事項への同意省略 ②同意しない場合 誓約事項への同意にチェック
	【確認事項】支給額の表示	申請者が受けることのできる給付金支給額を参考表示
7	暴力団排除の誓約	誓約事項への同意にチェック
8	振込口座情報	【「令和7年度医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金」への申請の有無を選択】 ①申請あり かつ 同一振込先への入金に同意した場合 振込口座情報の入力 及び 通帳の写しの提出は、入力省略 ②申請無し または 同一振込先への入金に同意しない場合 振込口座の選択（銀行に振込・郵便局に振込）後、 A. 銀行の場合、金融機関名・支店名・預金口座種別・口座番号・口座名義人カナを入力 B. 郵便局の場合、通帳記号・通帳番号・口座名義人カナを入力
9	添付書類	8で「②申請無し または 同一振込先への入金に同意しない」を選択した場合のみ、 画像又はpdfデータにより、振込口座通帳の写し（口座番号、口座名義等が確認できるもの）を添付
10	委任状	申請者名義と振込口座名義が異なる場合のみ添付
11	連絡事項	事務局への連絡事項

別表 5

No	消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額報告書入力項目	備 考
1	報告日	
2	報告者情報	【個人・法人から選択】 ①個人の場合 氏名・郵便番号・住所・電話番号・メールアドレスの入力 ②法人の場合 法人名・代表者名・郵便番号・所在地・電話番号・担当者名・メールアドレスの入力
3	対象施設情報	施設名称（フリガナ）の入力
4	群馬県補助金等に関する規則（昭和 3 1 年群馬 県規則第 6 8 号）第 7 条の規定による確定額又 は事業実績報告による精算額	金額の入力
5	消費税及び地方消費税の申告により確定した消 費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補 助金等返還相当額）	金額の入力
6	添付書類	記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握でき る資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付
7	連絡事項	事務局への連絡事項

第 号
令和 年 月 日

申請者あて

群馬県知事 山本 一太
(医 務 課)

群馬県生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金支給決定通知書（兼）額の確定通知書

このことについて、群馬県生産性向上・職場環境整備等事業給付金支給要綱第 8 条により、下記のとおり支給を決定し、給付金の額を確定します。

記

1 給付金の支給決定・確定額 金 円

【事務担当】

〇〇係

〇〇

直通 027-226-〇〇〇〇